

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）に入所または短期入所すると、施設サービス費の1割（一定以上の所得の方は2割または3割）のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。

一定の条件を満たす方は、申請により居住費・食費の利用者負担限度額を設定し、それを越えた部分については、介護保険から給付し、利用者負担を軽減します。

● 対象者

次の要件のすべてに該当する方で、対象サービスの利用もしくは利用予定の方。

- （１）利用者負担段階が第１段階から第３ - ②段階までの非課税世帯の方。
具体的には下記の通りです。

利用者負担段階の設定

利用者負担段階		対 象 者	預貯金等の 資産の状況
所得の低い方（非課税世帯）	第１段階	- 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 - 生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	第２段階	市町村民税世帯非課税でかつ、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金と障害年金の合計額が80.9万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
	第３-①段階	市町村民税世帯非課税でかつ、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金と障害年金の合計が80.9万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
	第３-②段階	市町村民税世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金と障害年金の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

- （２）配偶者が非課税の方。配偶者が課税の場合、世帯分離（住民票上の世帯が異なる）している・していないに関わらず対象になりません（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外）。

※非課税年金（遺族年金・障害年金）も算定対象の収入となります。

● 費用額

所得の低い方の負担額は次のようになります。

負担段階		食事の負担限度日額	居住費等の負担限度日額（月額）	
所得の低い方	利用者負担 第1段階	300 円	ユニット型個室	880 円
			ユニット型個室的多床室	550 円
			従来型個室	550 円（380 円）
			多床室（相部屋）	0 円
	利用者負担 第2段階	390 円 【600 円】	ユニット型個室	880 円
			ユニット型個室的多床室	550 円
			従来型個室	550 円（480 円）
			多床室（相部屋）	430 円
	利用者負担 第3-①段階	650 円 【1,000 円】	ユニット型個室	1,370 円
			ユニット型個室的多床室	1,370 円
			従来型個室	1,370 円（880 円）
			多床室（相部屋）	430 円
	利用者負担 第3-②段階	1,360 円 【1,300 円】	ユニット型個室	1,370 円
			ユニット型個室的多床室	1,370 円
			従来型個室	1,370 円（880 円）
			多床室（相部屋）	430 円
基準費用額	1,445 円	ユニット型個室	2,066 円	
		ユニット型個室的多床室	1,728 円	
		従来型個室	1,728 円（1,231 円）	
		多床室（相部屋）	437 円（915 円）	

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

（基準費用額はあくまで国の標準額ですので実際に各施設が設定する額とは異なることがあります。）

- 利用者のご負担は食費、居住費のほか、介護保険サービスの1割（一定以上の所得の方は2割または3割）負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料等がかかる場合があります。

※ 負担限度額認定の申請について

負担限度額認定の申請は市役所にて受け付けます。認定の可否の決定については世帯の課税状況等の審査を行ったうえ後日通知します。（世帯の課税状況等により非該当となる場合があります。）認定者には認定証を送付しますのでサービスを受けるときには必ず提示してください。

【有効期限】

8月1日から翌年7月末まで（8月以降に申請した場合は、申請日の属する月の初日から7月末まで）となり、毎年度認定を受ける必要があります。

栗東市 健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係
住所：滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
電話：077-551-0281（直通）